

## 令和8年度高鍋町任期付職員採用試験（個別）実施要領

### 1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

職 種	採用予定人員	任 期	職 務 の 内 容
防災対策監 (防災の専門性を有するもの)	1名	5年	・防災・減災対策の企画・立案・実行に関する業務、関連計画・マニュアルの整備及び見直し ・災害危機対応の主管となり「防災マネジメント業務」を行う

### 2 受験資格

- (1) 内閣府が発行する「地域防災マネージャー」の証明書を受けている方又は令和8年8月末までに当該証明書を受ける見込みの方
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ・日本国籍を有しない者
  - ・禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・高鍋町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時、場所及び合格発表

試験の日時	試 験 場	合 格 発 表
7月5日（日） 8:30 受付開始 8:45 着席 9:00 試験開始	高鍋町役場 児湯郡高鍋町大字上江 8437番地 電話 0983-26-2024	7月下旬に高鍋町役場前掲示板に掲載するほか、合格者、不合格者のいずれにも文書で通知します。

※試験中は携帯電話の電源を切り、バック等にしまってください。

※試験終了時間については、受験者数によって変更する場合があります。

### 4 試験の方法

試験科目	内 容
人物試験	面接試験

### 5 受験手続

#### (1) 必要書類

##### ア 履歴書（写真添付）

市販の履歴書を使用し提出してください。

## イ 面接カード

高鍋町ホームページからダウンロードできます。白色のA4用紙に印刷してください。ホームページでのダウンロードが困難な方は高鍋町役場総務課へお問い合わせください。

### (2) 必要書類の提出先

高鍋町役場 総務課 人事係

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

※郵送する場合は、必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、「職員採用試験受験」と朱書してください。

### (3) 受付期間

6月1日（月）～6月15日（月）まで。 8時25分から17時10分まで（土曜日、日曜日を除く。） 郵送の場合は6月15日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。
---

### (4) 受験票の交付

必要書類を受理した場合は、受験票を郵送します。6月30日（火）を過ぎても受験票が到着しない場合は、高鍋町役場総務課（Tel0983-26-2024）に連絡してください。

## 6 合格から採用まで

最終合格者は任命権者によって採用が決定されます。

原則として令和8年9月1日から採用されますが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

受験手続上に詐称があった場合は、合格を取り消すことがあります。

## 7 給与・勤務条件等

### (1) 給与

高鍋町一般職の職員の給与に関する条例に基づいて給料（5級1号）が支給されるほか、期末勤勉手当、通勤手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

### (2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次有給休暇（9月採用者は、初年度については7日）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

結婚休暇：7日間、病気休暇：最高3月

## 8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を高鍋町ホームページに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

高鍋町ホームページアドレス <http://www.town.takanabe.lg.jp/>



9 問い合わせ先

高鍋町役場 総務課 人事係

住 所 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8 4 3 7 番地

電話番号 0983-26-2024

メールアドレス [jinji@town.takanabe.lg.jp](mailto:jinji@town.takanabe.lg.jp)